

景観計画区域内行為（変更）届出書

年 月 日

葉山町長 殿

届出者 住所
 (電話番号)
 氏名
 代理人 住所
 (電話番号)
 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第 16 条第 1 項（第 2 項）の規定により、景観計画区域内における行為（行為の変更）について、次のとおり届け出ます。

行為の場所	三浦郡葉山町 字			
行為地の他法令による指定等の状況	<input type="checkbox"/> 市街化区域（用途地域：)		<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
	<input type="checkbox"/> 風致地区		<input type="checkbox"/> 近郊緑地保全区域	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採		<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積	
施行の方法	別紙（ <input type="checkbox"/> 木竹伐採計画書 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積計画書）のとおり			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	氏名			
	住所			
	電話			
工事施工者	氏名			
	住所			
	電話			
行為の変更届出の場合は、変更の内容及びその理由				
その他				

備考 「その他」の欄には、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令の規定による届出、許可等が必要な場合に、当該届出等を記入してください。

【添付図書】

行為の種類	添 付 図 書		
	種類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項 等
木竹の伐採・ 屋外における物件の堆積 (共通)	付近見取図	2,500 分の 1 以上	方位、道路及び目標となる土地、建築物、行為の位置
	計画平面図	600 分の 1 以上	行為内容及び施行方法、行為前の土地の状況と行為後の土地の状況
	現況写真		行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
屋外における物件の堆積のみ	縦横断面図	600 分の 1 以上	行為内容及び施行方法、行為前の土地の状況と行為後の土地の状況